

損保ジャパン日本興亜



SOMPO
ホールディングス

保険の先へ、挑む。

平成29年9月改定

THE



すまいの
積立保険

積立火災保険

積立型火災保険



うれしい満期返戻金つき！

住まいの心配ごと、確かな安心力で とことん補償！THE すまいの積立保険

火災はもちろん、水災、風災、落雷等の自然災害から日常のトラブルまで、
住まいをとりまくアクシデントに手厚い補償でお応えします。さらに、満期を迎えたときには
うれしい満期返戻金も！さまざまな角度から住まいを守る、幅広い備えがオススメです。

住まいの「もしも」に、あなたの備えは大丈夫？

その1 住まいのアクシデントはいつも突然やってきます！

- ちょっとした火の不始末が住まいを全焼させることもあります… → **火災**
水道管からの水漏れも意外と多いもの… → **水漏れ**
- 台風等による床上浸水は決して他人事ではありません… → **火災**
お部屋の掃除中に誤ってドアや壁を壊すケースもよくあります… → **破損・汚損等**
- ご近所やお知り合いに泥棒被害にあった方はいませんか？ → **盗難**

その2 地震を原因とした損害は多岐にわたっています！

- 最悪の場合は住まいの建て直しが必要です… → **火災等、二次災害による被害はたいへん心配です…**
- 津波や土石流によって被る損害は甚大です… → **地震**

その3 人と同じように住まいも家財も年を重ねます！

- 長く住み続けるためには修繕やリフォームは必須です… → **将来の蓄え**
- お子さまの成長や独立等で改築・改装するケースがあります… → **新しい家具や大型家電製品を購入したいと思いませんか？**

建物を補償



家財も補償



さらに

地震保険で

地震にも対応



満期時に
うれしい！

**満期返戻金
をご用意！**



建物と家財 建物のみ 家財のみ が選べます。 P.17をご参照ください。

原則付帯されます。

補償があってよかった！

住まいの事故のお支払保険金例

【火災】

事故事例



火の不始末で自宅が全焼した。

お支払保険金 **1,288万円**

【水災】

事故事例



集中豪雨で自宅が床上浸水した。

お支払保険金 **152.7万円**

【盗難による盗取・損傷・汚損】

事故事例



泥棒が入って窓ガラス、ドアが破損した。

お支払保険金 **91.9万円**

【漏水等による水漏れ】

事故事例



天井裏の水道管が破損し水漏れ損害が発生した。

お支払保険金 **71.1万円**

【不測かつ突発的な事故（破損・汚損など）】

事故事例



物を運んでいるときにバランスを崩し、ドアに当たりドアが破損した。

お支払保険金 **26.9万円**

<損保ジャパン日本興亜の火災保険の保険金支払実績>より
(注) これらは事例であり、お支払保険金は、事故状況、契約内容
によって異なります。

もくじ

大きな安心を
上手に備える **5ステップ**

カンタン

ステップ1

THE すまいの積立保険 4つの特長を知る！

P.3

- 1.自然災害をはじめワイドな補償が頼もしい！
- 2.いざというときの受取保険金が違う！
- 3.満期時に満期返戻金が受け取れるからうれしい！
- 4.充実のサービスをすべてのプランで無料付帯！
「すまいとくらしのアシスタントダイヤル」

ステップ2

プランを確認する！

P.5

補償内容と2つの契約プランを一覧で表示しています。

ステップ3

地震保険は必要保険です！

P.7

 災害後の暮らしを
しっかりサポート 地震保険(原則付帯)

地震保険の補償内容や保険金のお支払いについて掲載しています。

ステップ4

ひとまわり大きな安心をプラス！

P.9

 THE すまいの積立保険にセットできる特約(オプション)を幅広くご用意しています。必要に応じてお選びください。

ステップ5

契約上重要なご注意

P.13

THE すまいの積立保険のあらまし
補償内容やお支払いする保険金などの概要を一覧にしています。

保険金をお支払いできない主な場合

P.16

ご契約前に必ずご確認ください。

[ご契約時]にご注意いただきたいこと P.17
ご契約時にご注意いただきたいことを掲載しています。

[ご契約後]にご注意いただきたいこと P.21
ご契約後にご注意いただきたいことを掲載しています。

 すまいとくらしのアシスタントダイヤル P.22
身近なトラブルに、安心のサービスを無料付帯しています。

 用語の解説 P.23
パンフレットで使われる用語について解説しています。



常に開いて
ご確認ください。

 よくあるご質問 P.24



THE すまいの積立保険 4つの特長を知る！

損保ジャパン日本興亜のTHE すまいの積立保険は、住まいの事故に備える充実補償にプラスして、満期時に満期返れい金を受け取ることができる積立型の火災保険です。

特長1 自然災害をはじめ ワイドな補償が頼もしい！

THE すまいの積立保険では、火災をはじめとするさまざまな災害から日常生活の思いもよらないリスクまで、大切な建物・家財を幅広く補償します。24時間補償で安心をご提供します。



セットできる
オプション(各種特約)は

P.9をご参照ください。

火 災	落 雷	破裂・爆発
風災、雹災、雪災	水 災	建物外部からの物体の落下・飛来・衝突など
漏水などによる水濡れ	騒擾・集団行動等に伴う暴力行為	盗難による盗取・損傷・汚損
不測かつ突然的な事故(破損・汚損等)	さらに補償を拡げるオプション(各種特約)	

特長2 いざというときの受取保険金が違う！

建物が古くなても全額補償！

「評価済保険」の導入(建物のみ)

THE すまいの積立保険では、ご契約時に建物の新価の評価を適正に行なったうえで、その範囲内で保険金額を設定し、これを維持します。保険金お支払時には、保険金額を限度に実際の損害額を保険金としてお支払いします。(全焼等により建物を復旧できない場合などを除いて、自己負担額を差し引きます。)

ここが
違う！

従来の火災保険^(※1)では、保険金お支払時に再度評価を行うため、物価の変動等により、ご契約時の保険金額が全額補償されないことがありました。



〈THE すまいの積立保険の場合〉

評価済

ご契約時の評価を維持します。

〈従来の火災保険^(※1)の場合〉

罹災時再評価

保険金お支払時に再度評価します。

受取保険金の「期待額」と「実際の額」の違いを解消しました！

「自己負担額」が選択できます！

従来の火災保険^(※1)では、損害の程度によっては損害が補償されなかったり、受取保険金が少なくなったりすることがありました。THE すまいの積立保険では、保険金額を限度に損害額から自己負担額を差し引いた額を全額お支払いすることで、こうしたわかりにくさを解消しました。

(※1)従来の火災保険とは、住宅総合保険などをいいます。

(※2)上記は自己負担額の概要を説明したもので

詳細につきましては、P.6をご参考ください。

〈THE すまいの積立保険の場合〉



〈従来の火災保険^(※1)の場合〉

◎損害額が20万円以上の場合 ◎損害額が20万円未満の場合
風 災 損害額の全額をお支払いします。 お支払いできません。
水 災 損害の程度によって、お支払いできる保険金が3段階に分かれています。(一部、実損型の商品もあります。)

上手に備える
5ステップ

ステップ①
4つの特長を
知る

ステップ②
プランを
確認する

ステップ③
地震の損害に
備える

ステップ④
さらに安心を
プラス

ステップ⑤
契約上重要な
ご注意

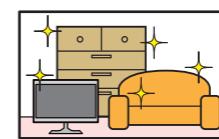
特長3

満期時に満期返れい金が受け取れるからうれしい！

1 満期返れい金の使いみちは自由です！



外壁の修繕や
室内のリフォーム
資金に！



新しい家具や
大型家電製品の
購入費用に！



ご家族での旅行や
お食事の費用と
しても！

2 保険期間は3年、5年、10年の3種類。住まいの将来を見据えた選択ができます！

保険期間が満了^(※)し、保険料全額の払込みが終了している場合は、満期返れい金をお支払いします。

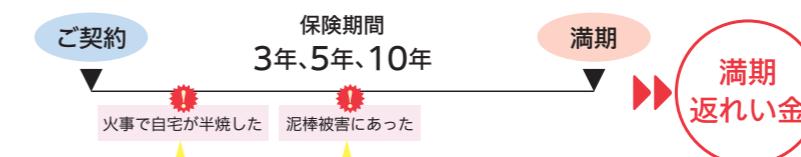
(※)保険期間の終期までご契約が有効に存続することをいいます。以下同様とします。

(注)ご契約は有効なまま、5万円以上をご用意してする契約者貸付制度もご用意しています。

詳細はP.20をご確認ください。

3 保険金を何度もお支払いしても満期返れい金が減ることはありません！

ただし、1回の事故で保険金額の100%相当額をお支払いした場合、ご契約は効力を失います。
この場合、満期返れい金および契約者配当金は、お支払いしません。



積立部分の保険料は、損保ジャパン日本興亜が責任をもって運用し、運用利回りが予定の利回りを超えた場合は、保険期間の満了時に満期返れい金にプラスして契約者配当金をお支払いします。

なお、契約者配当金の額は、保険期間および払込方法等により異なります。ただし、積立部分の保険料の運用利回りが予定の利回りを超えてなかった場合、契約者配当金はお支払いしません。

特長4

充実のサービスをすべてのプランで無料付帯！
「すまいとくらしのアシスタントダイヤル」

日常生活やお住まいのトラブル等でお困りの際に、専門業者を手配しての応急処置や、お電話でのご相談等に対応するサービスです。

サービスの受付時間	サービス名
24時間 365日受付	水まわりのトラブル 応急サービス 防犯機能アップ応援サービス
平日 午前10時～午後5時 ^(※2)	健康・医療相談サービス ^(※1) 介護関連相談サービス 住宅相談サービス(原則予約制) 税務相談サービス(原則予約制)
	法律相談サービス(原則予約制)
	「すまいとくらしのアシスタントダイヤル」は P.22をご参考ください。

(※1)サービスの内容によってはご利用可能な時間帯が異なります。

(※2)土・日・祝日、12/31～1/3を除きます。



プランを確認する！

それぞれの契約プランで

建物と家財

建物のみ

家財のみ が選べます。

P.17をご参照ください。

「損害保険金」補償内容

補償内容 詳しくはP.13へ	火災	風災、雹災、雪災	水災	建物外部からの物体の落下・飛来・衝突など	不測かつ突発的な事故(破損・汚損など)	選べる 自己負担額
	落雷	漏水などによる水濡れ	台風による損傷	自動車の飛び込みなどによる損害を補償します。	誤って自宅の壁を壊した場合などの偶然な事故による損害を補償します。	
選べる 契約プラン	火災 失火やもろい火などによる火災の損害を補償します。 落雷 落雷による損害を補償します。 破裂・爆発 ガス漏れなどによる破裂・爆発などの損害を補償します。	風災、雹災、雪災 台風、旋風、竜巻、暴風等の風災、雹災または豪雪、雪崩等の雪災による損害を補償します。 水災 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災(床上浸水 ^(*))等の損害を補償します。	建物外部からの物体の落下・飛来・衝突など 自動車の飛び込みなどによる損害を補償します。 漏水などによる水濡れ 給排水設備の事故や他人の戸室で生じた事故に伴う漏水などによる水濡れ損害を補償します。 給排水設備自体に生じた損害を除きます。 騒擾・集団行動等に伴う暴力行為 集団行動等に伴う暴力・破壊行為による損害を補償します。 盗難による盗取・損傷・汚損 盗難による盗取や損傷・汚損などの損害を補償します。	不測かつ突発的な事故(破損・汚損など) 誤って自宅の壁を壊した場合などの偶然な事故による損害を補償します。	自己負担額 自己負担額0円を選択した場合のご注意 不測かつ突発的な事故(破損・汚損など)の自己負担額は1万円となります。	
標準プラン	○	○	○	○	○	0円 1万円 3万円 5万円 10万円 上記参照
エコノミープラン	○	○	○	○	補償されません	0円 1万円 3万円 5万円 10万円

(※)居住の用に供する部分の床(畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。)を超える浸水または地盤面(床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。)より45cmを超える浸水をいいます。

THEすまいの積立保険で選べる保険の対象は以下のとおりです。

- 1 専用住宅(住居のみに使用される建物)・共同住宅
- 2 専用住宅・共同住宅内の家財^(*)
- 3 併用住宅(住居と事業に併用される建物)
- 4 併用住宅内の家財^(*)

(※)家財を保険の対象とした場合のご注意

お申し込みの際にご申告いただかなければ、補償されないものがあります。

貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるものや、稿本や設計書などは、お申し込み時にご申告いただき、保険契約申込書に明記しなければ補償されません。また、これらの中には明記物件といい、損害額の算出は時価額を基準とします。

「 補償されません」の場合、次のような事故で保険金を受け取ることはできません。

不測かつ突発的な事故(破損・汚損など)

事故例

物を運んでいるときにバランスを崩し、ドアに当たりドアが破損した。



<損保ジャパン日本興亜の火災保険の保険金支払実績>より
(注)お支払保険金は、事故状況、契約内容によって異なります。

上手に備える
5ステップ

ステップ①
4つの特長を
知る

ステップ②
プランを
確認する

ステップ③
地震の損害に
備える

ステップ④
さらに安心を
プラス

ステップ⑤
契約上重要な
ご注意

全プラン共通で自動的にセット

「費用保険金」補償内容



地震火災費用保険金
地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災で建物が半焼以上、または保険の対象である家財が全焼した場合は、保険金額の5%をお支払いします。



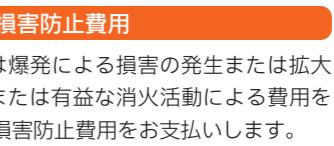
専用水道管が凍結によって損傷を受け、これを修理する場合の費用をお支払いします。(ただし、パッキングのみに生じた損傷やマンションなどの共用部分の専用水道管にかかる修理費用は含みません。)
保険の対象に建物が含まれる場合のみ補償します。

支払割合・限度額が選べます	選べる
損害保険金×30% 限度額300万円	損害保険金×30% 限度額100万円
損害保険金×20% 限度額100万円	損害保険金×10% 限度額100万円



損害保険金にプラスしてお支払いします。

支払割合・限度額が選べます	選べる
損害保険金×30% 限度額300万円	損害保険金×30% 限度額100万円
損害保険金×20% 限度額100万円	損害保険金×10% 限度額100万円



詳しくはP.15へ

ひとまわり大きな安心をプラス！さらに補償を広げるオプション(各種特約)は

P.9へ

お支払いする損害保険金

保険金額を限度に損害額から自己負担額を差し引いた額をお支払いします。

$$\text{損害額} - \text{自己負担額} = \text{損害保険金}$$

Q.自己負担額とは何ですか？

自己負担額を高く設定するとどんなメリット・デメリットがありますか？

A.自己負担額とは、損害保険金をお支払いする事故が発生した場合に、損害額のうちお客さまが自己負担する金額です。自己負担額を高く設定すると、低く設定した場合に比べて、保険料を抑えることが可能です。一方で、事故の際お客さまに負担いただく金額が大きくなりますので、ご注意ください。

※1つの契約で、建物と家財をご契約されている場合、上記の自己負担額は、建物と家財それぞれの損害額に対して適用されます。

*保険の対象である建物が全焼等により建物を復旧できない場合などは、自己負担額を差し引かず損害保険金をお支払いします。(保険金額限度)



THEすまいの積立保険には原則付帯されます。

ご希望により外すこともできます。

地震保険



地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失が生じた場合に保険金をお支払いします。

地震保険について

詳しくはP.7へ

保険金をお支払いできない主な場合につきましてはP.16をご参考ください。



災害後の暮らしをしっかりサポート 地震保険(原則付帯)

地震保険は必要保険です!

THEすまいの積立保険だけでは、地震・噴火またはこれらにより発生した津波
(以下「地震等」といいます。)による損害は補償されません。

地震保険の補償内容

地震等を原因とする火災・損壊・埋没・流失によって、保険の対象である建物または家財が損害を受けた場合に保険金をお支払いします。



地震保険の保険の対象

保険の対象となるのは、以下の建物と家財です。

建物
居住用建物(専用住宅および併用住宅をいいます。)
ただし、建物に損害がなく、門、塀、垣のみに損害があった場合は、保険金のお支払いの対象とはなりません。



家財
居住用建物に収容されている家財一式。
ただし、以下の保険の対象に含まれないものを除きます。



⚠️ 保険の対象に含まれないもの 家財であっても以下のものは保険の対象に含まれません。
(THEすまいの積立保険で保険の対象に含める場合であっても、地震保険では保険の対象に含まれません。)

- 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類するもの
- 自動車(自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量が125cc以下の原動機付自転車を除きます。)
- 1個(または1組)の価額が30万円を超える貴金属、宝石や書画、彫刻物などの美術品(明記物件)
- 稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するもの(明記物件)



地震保険の保険金額の設定

保険金額の設定: 地震保険が付帯される主契約の保険金額の30%~50%の範囲内で設定します。

保険金額の限度額: 保険の対象ごとに以下のとおりです。

地震保険に2契約以上加入されている場合は、保険金額を合算して下記限度額を適用します。

保険の対象	限度額の適用単位	限度額
建物	同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の所有に属する建物	5,000万円 ^(※)
家財	同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の世帯に属する家財	1,000万円

(※) 2世帯以上が居住するアパート等の場合は、世帯(戸室)数に5,000万円を乗じた額を建物の限度額とすることができます。また、マンション等の区分所有建物の場合は、各区分所有者ごとに限度額が適用されます。

地震保険の割引制度

地震保険には、建物の免震・耐震性能に応じた保険料の割引制度があります。

割引の適用にあたっては、所定の確認資料のご提出が必要です。

なお、以下の複数の割引の適用条件をみたす場合でも、いずれか1つの割引のみの適用となります。

割引の種類	割引の適用条件	割引率
免震建築物割引	住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく免震建築物である場合	50%
耐震等級割引	住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)の評価指針」に基づく耐震等級を有している場合	10%・30%・50%
耐震診断割引	地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法(昭和56年6月1日施行)における耐震基準を満たす場合	10%
建築年割引	昭和56年6月1日以降に新築された建物である場合	10%

地震保険のお申し込み

地震保険だけではご契約できません。THEすまいの積立保険に付帯して地震保険をお申し込みください。また、地震保険は原則付帯ですが、地震保険に加入されない場合は、保険契約申込書の「地震保険非付帯確認欄」にご署名またはご捺印ください。

(注)保険期間の途中から地震保険にご加入いただくこともできます。

詳しくは、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

警戒宣言発令後の取扱いについて

大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間、東海地震に係る地震防災対策強化地域内に所在する保険の対象(建物または家財)について、地震保険の新規契約および増額契約はお受けできません(同一物件・同一被保険者・保険金額が同額以下の更改契約は除きます。)のでご注意ください。

上手に備える
5ステップ

ステップ①

4つの特長を
知る

ステップ②

プランを
確認する

ステップ③

地震の損害に
備える

ステップ④

さらに安心を
プラス

ステップ⑤

契約上重要な
ご注意

地震等への「経済的な備え」となるのが地震保険です。

地震保険は“地震等による被災者の生活の安定に寄与すること”を目的とする制度で、政府と損害保険会社が共同で運営しています。

地震保険金のお支払いについて

地震保険は、損害認定を迅速・的確・公平に行うため、損害の程度(「全損」「大半損」「小半損」「一部損」)に応じて、地震保険金額の100%・60%・30%・5%を定額でお支払いします。

損傷の程度	建物	家財	お支払いする保険金
			家財の損害額が
全損	軸組・基礎・屋根・外壁等の損害額が 建物の時価額の50%以上	家財全体の時価額の80%以上	地震保険金額の100%(時価額が限度)
	焼失・流失した部分の床面積が 建物の延床面積の70%以上	家財の損害額が	
大半損	軸組・基礎・屋根・外壁等の損害額が 建物の時価額の40%以上50%未満	家財全体の時価額の60%以上80%未満	地震保険金額の60%(時価額の60%が限度)
	焼失・流失した部分の床面積が 建物の延床面積の50%以上70%未満	家財の損害額が	
小半損	軸組・基礎・屋根・外壁等の損害額が 建物の時価額の20%以上40%未満	家財全体の時価額の30%以上60%未満	地震保険金額の30%(時価額の30%が限度)
	焼失・流失した部分の床面積が 建物の延床面積の20%以上50%未満	家財の損害額が	
一部損	軸組・基礎・屋根・外壁等の損害額が 建物の時価額の3%以上20%未満	家財全体の時価額の10%以上30%未満	地震保険金額の5%(時価額の5%が限度)
	全損・大半損・小半損に至らない建物が 床上浸水 または地盤面から45cmを超える浸水	家財の損害額が	

※お支払いする保険金は、1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が11.3兆円を超える場合、算出された支払保険金総額に対する11.3兆円の割合によって削減されることがあります。(平成29年4月現在)

損害認定に関する注意点

損害の程度の認定は「地震保険損害認定基準」に従います。(国が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」とは異なります。)保険の対象が建物の場合、建物の主要構造部(軸組・基礎・屋根・外壁等)の損害の程度に応じて「全損」「大半損」「小半損」「一部損」を認定します。門、塀、垣、エレベーター、給排水設備のみに損害があつた場合など、主要構造部に該当しない部分のみの損害は保険金のお支払対象となりません。

損害の程度が「一部損」に至らない場合の注意点

損害の程度が、上記損害認定の基準の「一部損」に至らない場合は、保険金は支払われません。

損害の程度が「全損」と認定された場合の注意点

損害の程度が「全損」と認定された場合には、地震保険の補償はその損害が生じた時に遡って終了しますので、終了後に発生した地震等による損害は補償されません。

主契約火災保険に関する注意点

地震保険金が支払われる場合、主契約の火災保険では、損害保険金だけでなく、各種費用保険金(残存物取扱費用など)も支払われません。(地震火災費用保険金は、地震等による火災にかぎり、お支払いの対象となる場合があります。)

保険金をお支払いできない主な場合

- 保険の対象の紛失または盗難によって生じた損害
- 地震等が発生した日の翌日から10日を経過した後に生じた損害など

地震保険料控除について

お支払いいただいた地震保険料^(※)が、一定額を限度としてその年の保険契約者の課税所得から控除されます。(平成29年4月現在)
(※)地震保険の保険期間を1年超でご加入いただいた場合で、地震保険料を一括でお払い込みいただいたときは、お払い込みいただいた地震保険料を地震保険の保険期間年数で割った金額が各年の地震保険料となります。

所得税	地震保険料の全額(最高50,000円)
個人住民税	地震保険料の1/2(最高25,000円)



ひとまわり大きな安心をプラス!

THE すまいの積立保険にセットできる主な特約(オプション)

上手に備える
5ステップ

ステップ①
4つの特長を
知る

ステップ②
プランを
確認する

ステップ③
地震の損害に
備える

ステップ④
さらに安心を
プラス

ステップ⑤
契約上重要な
ご注意

*複数のご契約に特約をセットした場合、補償に重複が生じることがあります。詳しくはP.18へ

“プラスアルファ”の安心を手にしていただける特約をご用意しています。

近隣への延焼に備える

類焼損害特約

事故例 自宅建物から出火した火事が燃え広がり、お隣の住宅まで延焼してしまった。



お住まいからの失火で近隣の住宅や家財に延焼してしまった場合に、法律上の損害賠償責任がなくても、近隣の住宅や家財を補償します。

▶特約の保険金額…1億円

保険金をお支払いする場合

保険の対象である建物もしくはその収容家財または、保険の対象である家財もしくはそれを収容する建物から発生した火災、破裂・爆発の事故により、近隣の住宅・家財が損害を受けた場合

- ご注意 1. 煙損害または臭気付着損害を除きます。
2. この特約によってお支払いする保険金の請求権者は、類焼損害を被った近隣の家屋などの所有者となります。事故が発生した際、隣家の方々にご契約者さまから、この

お支払いする特約保険金

近隣の住宅・家財の再調達価額を基準として算出した損害額。ただし、損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合は、その保険金の額を差し引いて算出します。
(保険年度ごとに1億円が限度)

保険契約の内容をお伝えいただくとともに、損保ジャパン日本興亜へ類焼損害の発生をご通知いただくなどの手続きが必要となります。

予期せぬ賠償に備える

個人賠償責任特約

事故例 ・買い物中に商品をうっかり壊してしまった。
・子供が自転車運転中に他人にケガをさせた。



日常生活において、お客さまご自身またはご家族の方が他人にケガを負わせたり他人の物を壊したりした結果、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

▶特約の保険金額…1,000万円、3,000万円、5,000万円、1億円のいずれかから選択できます。

保険金をお支払いする場合

日本国内外において発生した以下のいずれかの場合(職務遂行に起因する場合等を除きます)。

- 被保険者*が日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を損壊した結果、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合
- 被保険者*の居住の用に供される住宅(別荘等一時的に居住の用に供される住宅を含みます。)または保険証券記載の建物の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を損壊した結果、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合

お支払いする特約保険金

損害賠償金(1回の事故につき、ご選択いただいた特約の保険金額が限度)、訴訟費用、弁護士費用など

地震による火災の損害に備える

地震火災特約(地震火災30プラン・地震火災50プラン)

事故例 地震を原因とする火災で、建物が全焼してしまった。



地震保険、THE すまいの積立保険の地震火災費用とあわせて、

地震火災30プランでは最大でTHE すまいの積立保険の保険金額の80%、地震火災50プランでは最大でTHE すまいの積立保険の保険金額の100%まで補償します。

保険金をお支払いする場合

地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により、保険の対象である建物もしくは保険の対象である家財を収容する建物が半焼以上となった場合、または保険の対象である家財が全焼となった場合(地震等により保険の対象が滅失(建物が倒壊した場合等)した後に火災による損害が生じた場合を除きます。)

お支払いする特約保険金

【地震火災30プラン】

保険金額×25%
(地震火災費用保険金と合算で、保険金額×30%をお支払いします。)

【地震火災50プラン】

保険金額×45%
(地震火災費用保険金と合算で、保険金額×50%をお支払いします。)

地震等による火災の補償(地震保険を限度額まで付帯した場合)



地震保険および地震保険料控除は
P. 7、8をご参照ください。

示談交渉サービスについて

日本国内の事故にかぎり、損害賠償に関する示談交渉をお客さまに代わって損保ジャパン日本興亜がお引き受けします。

ご注意

1. 示談交渉サービスのご利用にあたっては、この特約の被保険者および被害者の方の同意が必要となります。
2. この特約の補償の対象となる事故にかぎります。
3. 賠償責任額が明らかにこの特約の保険金額を超える場合は対応できません。



ひとまわり大きな安心をプラス!

THE すまいの積立保険にセットできる主な特約(オプション)

上手に備える
5ステップ

ステップ①
4つの特長を
知る

ステップ②
プランを
確認する

ステップ③
地震の損害に
備える

ステップ④
さらに安心を
プラス

ステップ⑤
契約上重要な
ご注意

*複数のご契約に特約をセットした場合、補償に重複が生じることがあります。 詳しくはP.18へ

身の回り品の損害に備える

携行品損害特約

事故例 通勤途中にバッグをぶつけてしまい、破損してしまった。



携行している身の回り品について、偶然な事故により損害が生じた場合に補償します。

自己負担額は1万円

▶セットできる契約の主な条件…保険の対象に家財が含まれる場合

▶特約の保険金額…50万円、100万円のいずれかから選択できます。

保険金をお支払いする場合

日本国内外において、被保険者*の居住の用に供される建物(物置、車庫その他の付属建物を含みます。)外で、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品について、偶然な事故により損害が生じた場合

*被保険者とは

- ①記名被保険者
- ②記名被保険者の配偶者
- ③記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- ④記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

ご注意 補償の対象外となる身の回り品があります。

詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

お支払いする特約保険金

損害額ー1万円(自己負担額)

- (注1)保険年度ごとに、ご選択いただいた特約の保険金額が限度。
- (注2)盗取された保険の対象を回収することができた場合は、回収に要した費用は損害額に含みます。ただし、盗取された保険の対象が明記物件以外の場合は再調達価額を、明記物件の場合は時価額を限度とします。
- (注3)保険の対象が生活用の通貨等、預貯金証書、印紙、切手または乗車券等の場合は、損害額の上限を5万円とします。

業務用の什器・備品の損害に備える

営業用什器・備品等損害特約

事故例 火災によって、事務所で使用している什器・備品に損害が発生した。



保険証券記載の建物に収容されている業務用の什器・備品について、偶然な事故により損害が生じた場合に補償します。

自己負担額は1万円

▶セットできる契約の主な条件…併用住宅物件の場合

▶特約の保険金額…100万円、300万円、500万円、800万円、1,000万円のいずれかから選択できます。

保険金をお支払いする場合

保険証券記載の建物(物置、車庫その他の付属建物を含みます。)に収容されている、被保険者が所有する業務用の什器・備品等の動産について、保険証券記載の建物に収容されている間に生じた偶然な事故により損害が生じた場合

お支払いする特約保険金

損害額ー1万円(自己負担額)

(1回の事故につき、ご選択いただいた特約の保険金額が限度。盗難の場合の限度額は下段【別表】を参照してください。)

ご注意 補償の対象外となる什器・備品等があります。

詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

【別表】盗難の場合の補償限度額

- (1)明記物件の盗難の場合は、1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円または保険金額のいずれか低い額を限度とします。
- (2)(1)にかかわらず、業務用の通貨等、預貯金証書、印紙、切手または乗車券等の盗難の場合は、1回の事故につき、20万円または保険金額のいずれか低い額を限度として、損害の額をお支払いします。

- (注)盗難によって生じた損害について、盗取された保険の対象を回収することができた場合は、回収に要した費用は損害額に含みます。
- ただし盗取された保険の対象が明記物件以外の場合は再調達価額を、明記物件の場合は時価額を限度とします。

賃貸住宅の思わぬ賠償に備える

借家人賠償責任特約

事故例 借用戸室から出火し、壁を損傷させてしまった。



借用戸室が偶然な事故により損壊した場合、大家さんに対する法律上の損害賠償責任を補償します。

▶セットできる契約の主な条件…保険の対象が家財のみの場合

▶特約の保険金額…建物の構造により、300万円または400万円以上(100万円単位)で設定できます。

詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

保険金をお支払いする場合

借用戸室が、被保険者*の責めに帰すべき事由に起因する偶然な事故により損壊した場合において、被保険者が借用戸室についてその貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合

*被保険者とは

- ①保険証券記載の被保険者
- ②①に規定する被保険者が未成年者または責任無能力者の場合は、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって①に規定する被保険者を監督する方(①に規定する被保険者の親族にかぎります。)。ただし、①に規定する被保険者に関する事故にかぎります。

お支払いする特約保険金

損害賠償金(1回の事故につき、設定いただいた特約の保険金額が限度。)、訴訟費用、弁護士費用など

ご注意 示談交渉サービスはありません。

賃貸住宅の緊急修理に備える

修理費用特約

事故例 台風により、外部から瓦が飛来し、借用戸室の窓ガラスが割れ、緊急的に修理した。



借用戸室が偶然な事故により損害を受け、大家さんとの賃貸借契約に基づき、または緊急的に負担した修理費用を補償します。

自己負担額は3千円

▶セットできる契約の主な条件…保険の対象が家財のみの場合。また、必ず借家人賠償責任特約とあわせてご契約ください。

▶特約の保険金額…100万円、200万円、300万円のいずれかから選択できます。

保険金をお支払いする場合

偶然な事故により、借用戸室に損害が生じ、保険証券記載の被保険者がその貸主との契約に基づきまたは緊急的(※)に、自己の費用で現実にこれを修理した場合(ただし、借家人賠償保険をお支払いする場合および壁、柱、階段等の建物の主要構造部や居住者共用部の修理費用を除きます。)(※)借用戸室での居住が困難な状態から復旧するために、応急修理が求められる状況をいいます。

お支払いする特約保険金

修理費用の実費ー3千円(自己負担額)

(1回の事故につき、ご選択いただいた特約の保険金額が限度。)

(注)上記にかかわらず、借用戸室の専用水道管が凍結によって損壊を受け、これを修理した場合の修理費用について、損保ジャパン日本興亜が1回の事故につき支払うべき保険金の額は、修理費用または10万円のいずれか低い額とします。



契約上重要なご注意

THE すまいの積立保険のあらまし

1. 損害保険金

事故の区分(損害保険金)	保険金をお支払いする場合
①火災、落雷、破裂・爆発	火災、落雷、破裂または爆発によって保険の対象が損害を受けた場合
②風災 ^(※1) 、雹災、雪災 ^{(※2)(※3)}	風災 ^(※1) 、雹災または雪災 ^{(※2)(※3)} によって保険の対象が損害 ^(※4) を受けた場合
③水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災によって、保険の対象が損害を受け、その損害の状況が次の(A)または(I)のいずれかに該当する場合(津波による浸水等は補償されません。) (A)建物が保険の対象である場合は協定再調達価額の、家財が保険の対象である場合は再調達価額の30%以上の損害が生じた場合 (I)保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物が、床上浸水 ^(※5) を被つた結果、保険の対象に損害が生じた場合
④建物外部からの物体の落下・飛来・衝突など	建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触によって保険の対象が損害を受けた場合。ただし、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは②の風災、雹災、雪災もしくは③の水災の事故による損害を除きます。
⑤漏水などによる水濡れ	次の(A)もしくは(I)のいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水または溢水(水が溢れることをいいます。)による水濡れによって保険の対象が損害を受けた場合。ただし、②の風災、雹災、雪災もしくは③の水災の事故による損害または給排水設備自体に生じた損害を除きます。 (A)給排水設備に生じた事故 (I)被保険者以外の方が占有する戸室で生じた事故
⑥騒擾・集団行動等に伴う暴力行為	騒擾およびこれに類似の集団行動 ^(※6) または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為によって保険の対象が損害を受けた場合
⑦盗難による盗取・損傷・汚損	盗難によって保険の対象について生じた盗取、損傷または汚損。盗取された保険の対象を回収することができた場合は、そのために支出した必要な費用は損害額 ^(※7) に含みます。
⑧通貨等、預貯金証書等の盗難 <small>* 家財が保険の対象に含まれる場合のみ補償します。</small>	家財が保険の対象である場合において、家財を収容する建物内における生活用の通貨等、預貯金証書、印紙、切手または乗車券等(小切手以外の有価証券およびその他これらに類する物を除きます。)の盗難。ただし、小切手の盗難による損害については、次の(A)および(I)に掲げる事実があったこと、預貯金証書の盗難による損害については、次の(ウ)および(エ)に掲げる事実があったこと、乗車券等の盗難については次の(オ)に掲げる事実があったことを条件とします。盗取された保険の対象を回収することができた場合は、そのために支出した必要な費用は損害額 ^(※7) に含みます。 (A)保険契約者または被保険者が、盗難を知った後ただちに小切手の振出人 ^(※8) および支払金融機関あてに被害の届出をしたこと。 (I)盗難にあった小切手に対して支払金融機関による支払がなされたこと。 (ウ)保険契約者または被保険者が、盗難を知った後ただちに預貯金先あてに被害の届出をしたこと。 (エ)盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと。 (オ)保険契約者または被保険者が、盗難を知った後ただちに乗車券等の発行者あてに被害の届出をしたこと。
⑨不測かつ突発的な事故(破損・汚損など) <small>* 標準プランの場合のみ補償します。</small>	不測かつ突発的な事故(①から⑧までの事故については、損害保険金の支払の有無にかかわらず、除きます。)によって、保険の対象が損害を受けた場合。ただし、凍結によって専用水道管について生じた損壊の損害を除きます。(P.16 保険金をお支払いできない主な場合もご参照ください。)

上手に備える
5ステップ

ステップ①
4つの特長を
知る

ステップ②
プランを
確認する

ステップ③
地震の損害に
備える

ステップ④
さらに安心を
プラス

ステップ⑤
契約上重要な
ご注意

お支払いする損害保険金の額	
次の算式により算出した額とします。ただし、主契約の保険金額を限度とします。	
損害額^{*1}	— 自己負担額^{*2}
= 損害保険金	
【建物】	
*1 損害額とは、協定再調達価額を基準として算出し、保険の対象を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用をいいます。(協定再調達価額限度)	*2 全焼等により建物を復旧できない場合または建物の損害額が協定再調達価額に達した場合は、自己負担額を差し引かず、協定再調達価額を損害保険金としてお支払いします。ただし、主契約の保険金額を限度とします。
【家財^(※9)】	
*1 損害額とは、再調達価額を基準として算出し、保険の対象を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用をいいます。(再調達価額限度)	ただし、明記物件の場合は時価額を基準に算出します。
明記し忘れた貴金属・宝石等の取扱い	
貴金属・宝石等を保険契約申込書に明記し忘れた場合であっても、保険期間を通じて1回の事故にかぎり、これを保険の対象に含むものとします。この場合、損害の額が1個または1組ごとに30万円を超えるときは、その損害の額を30万円とみなします。ただし、1回の事故につき、300万円または保険の対象である家財の保険金額のいずれか低い額を限度とします。	
盗難の補償限度額(損害額を限度に以下のとおりお支払いします。)	
事故の種類	限度額
① 明記物件の盗難	1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円または家財の保険金額のいずれか低い額
② 通貨等、印紙、切手、乗車券等の盗難	1回の事故につき、1敷地内ごとに20万円
③ 預貯金証書の盗難	1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円または家財の保険金額のいずれか低い額
②、③については、自己負担額を差し引かず損害額をお支払いします。	

(※1)風災

台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。

(※2)雪災

豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩^{なだれ}をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。

(※3)雪災(雪災の事故による損害)

雪災^(※2)の事故による損害が1回の積雪期において複数生じた場合であって、おのの別の事故によって生じたことが普通保険約款の規定に基づく確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により生じたものと推定します。

(※4)損害

風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込みによって生じた損害については、建物または屋外設備・装置の外側の部分(建物については、外壁、屋根、開口部等をいいます。)が風災^(※1)、雹災または雪災^(※2)の事故によって破損し、その破損部分から建物または屋外設備・装置の内部に吹き込むことによって生じた損害にかぎります。

(※5)床上浸水

居住の用に供する部分の床(畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。)を超える浸水または地盤面(床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。)より45cmを超える浸水をいいます。

(※6)騒擾およびこれに類似の集団行動

群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害を生ずる状態であって、暴動^(※10)に至らないものをいいます。

(※7)損害額

次の額を限度とします。

- ①建物については協定再調達価額
- ②明記物件以外の家財については再調達価額
- ③明記物件については時価額

(※8)小切手の振出人

被保険者が振出人である場合を除きます。

(※9)家財

家財に動物が含まれている場合のその動物の損害については、その動物を収容する保険証券記載の建物または付属建物内で損害を受けたため、損害発生後7日以内に死亡したときにのみ保険金をお支払いします。また、家財に鑑賞用植物が含まれている場合のその鑑賞用植物の損害については、その鑑賞用植物を収容する保険証券記載の建物または付属建物内で損害を受けたため、損害発生後7日以内に枯死(その植物の生命が全く絶たれた状態をいいます。)したときにのみ保険金をお支払いします。

(※10)暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

上手に備える
5ステップ

ステップ①
4つの特長を
知る

ステップ②
プランを
確認する

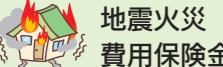
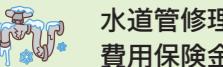
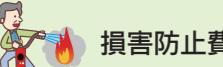
ステップ③
地震の損害に
備える

ステップ④
さらに安心を
プラス

ステップ⑤
契約上重要な
ご注意

THE すまいの積立保険のあらまし(続き)

2. 費用保険金

費用の区分(費用保険金)	保険金をお支払いする場合	お支払いする費用保険金の額
 地震火災費用保険金	<p>地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災によって保険の対象が損害を受け、その損害の状況が以下の(ア)または(イ)のいずれかに該当する場合。(地震等により保険の対象が滅失(建物が倒壊した場合等)した後に火災による損害が生じた場合を除きます。)この場合において、損害の状況の認定は、保険の対象が建物であるときはその建物ごとに、保険の対象が家財であるときはこれを収容する建物ごとに、それぞれ行い、また、門、塀または垣が保険の対象に含まれるときは、これらが付属する建物の損害の状況の認定によるものとします。</p> <p>(ア)保険の対象が建物である場合は、その建物が半焼以上となったとき^(※1)。</p> <p>(イ)保険の対象が家財である場合は、その家財を収容する建物(共同住宅である場合は、その家財を収容する戸室)が半焼以上となったとき^(※1)、またはその家財が全焼となったとき^(※2)。</p> <p>(※1)建物が半焼以上となったとき 建物の主要構造部の火災による損害額が、その建物の協定再調達価額の20%以上となった場合、または建物の焼失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上となった場合をいいます。</p> <p>(※2)家財が全焼となったとき 家財の火災による損害額が、その家財の再調達価額の80%以上となった場合をいいます。この場合における家財には明記物件は含みません。</p>	保険金額×5%
 残存物取扱費用保険金	P.13「1.損害保険金」の①から⑨までの損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって残存物の取扱費用が発生した場合	実費 (損害保険金×10%限度)
 水道管修理費用保険金 * 保険の対象が家財のみの場合は補償されません。	保険の対象が建物の場合、建物の専用水道管が凍結によって損壊 ^(※) を受け、これを修理した場合。ただし、区分所有建物の共用部分の専用水道管にかかる修理費用に対しては、水道管修理費用保険金はお支払いしません。 (※)パッキングのみに生じた損壊を除きます。	実費 (1回の事故につき、1敷地内ごとに10万円を限度とします。)
 臨時費用保険金	P.13「1.損害保険金」の①から⑨までの損害保険金が支払われる場合	損害保険金に保険証券記載の支払割合を乗じた額。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに保険証券記載の限度額を限度とします。
 損害防止費用	保険契約者または被保険者が火災、落雷、破裂または爆発による損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な①から③までの費用を支出した場合に、その損害防止費用の実費をお支払いします。ただし、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災による損害の発生または拡大の防止のために支出した費用は負担しません。 ①消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用 ②消火活動に使用したことにより損傷した物(消火活動に従事した者の着用物を含みます。)の修理費用または再取得費用 ③消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかる費用(人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものを除きます。)	実費 (保険金額限度)

保険金をお支払いできない主な場合



以下的事項は、保険金をお支払いできない主な場合です。必ずご確認ください。

詳細につきましては普通保険約款および特約をご確認ください。

- 保険契約者または被保険者の故意、重大な過失または法令違反によって生じた損害
- 被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為によって生じた損害
- 保険の対象である家財の置き忘れまたは紛失による損害
- 保険の対象である家財が保険証券記載の建物外にある間に生じた事故による損害
- 運送業者等に託されている間に保険の対象に生じた損害
- 戦争、内乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害
- 火災等の事故の際ににおける保険の対象の盗難による損害
- 地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする損壊・埋没・流失による損害^(※1)
- 核燃料物質に起因する事故による損害
- 保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。^(※2)
- 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害^(※2)
- ねずみ食い、虫食い等^(※2)
- 保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損(落書きを含みます。)であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害

(※1) 地震火災費用保険金をお支払いできることがあります。

また、地震保険を付帯することで、補償することができます。

(P.7「地震保険は必要保険です!」をご参照ください。)

(※2) これらに起因する不測かつ突発的な事故(破損・汚損等)についても、保険金をお支払いすることができません。

(注)不測かつ突発的な事故(破損・汚損等)については、上記のほか、以下のいずれかに該当する損害に対しても保険金をお支払いすることができません。

- 保険の対象に対する加工・修理等の作業(保険の対象が建物の場合は建築・増改築等を含みます。)中における作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害
- 保険の対象の電気的事故または機械的事故に起因する損害。ただし、これらの事故が不測かつ突発的な外來の事故の結果として発生した場合を除きます。
- 土地の沈下・隆起・移動等に起因する損害
- 義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類する物に生じた損害
- 風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹き込みまたはこれらとの漏入により生じた損害
- 携帯電話・スマートフォン(PHSを含みます。)等の携帯式通信機器およびこれらの付属品について生じた損害
- ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品について生じた損害
- 電球、ブラウン管等の管球類に生じた損害
- 動物または植物について生じた損害

など

【ご契約時】にご注意いただきたいこと

保険料領収証について

保険料をお払い込みいただきますと、損保ジャパン日本興亜所定の保険料領収証が発行されますので、お確かめください。

クーリングオフ(ご契約のお申し込みの撤回等)について

ご契約のお申し込み後であっても、お客さまがご契約を申し込まれた日から、その日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申し込みの撤回または解除(以下、クーリングオフといいます。)を行うことができます。ご契約をお申し込みの際は、必ず「クーリングオフ説明書」の内容をご確認のうえ、お申し込みください。なお、次のご契約はクーリングオフができませんのでご注意ください。

クーリングオフができない契約

- (例)
 1. 営業または事業のためのご契約
 2. 法人または社団・財団等が締結したご契約
 3. 賃貸が設定されたご契約
 4. 保険金請求権または満期返戻金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約

保険の対象について

保険の対象について、お客さまが事故に備えたいものと一致しているかご確認ください。



(※1)自動車、自動三輪車および自動二輪車は家財に含まれません。(総排気量が125cc以下の原動機付自転車は家財に含みます。)

(※2)貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるものや、稿本や設計書など(明記物件といいます。)は、お申し込み時にご申告いただき、保険契約申込書に明記しなければ補償されません。

保険の対象となる建物(または家財を収容する建物)の用途について

T H E すまいの積立保険でご契約いただけるのは、日本国内に所在する専用住宅(※1)、併用住宅(※1)(※2)です。

住居部分のない専用店舗はご契約いただけません。

(※1)共同住宅を含みます。

共同住宅とは、1つの建物で1世帯の生活単位となる戸室が2つ以上あり、各戸室または建物に付属して各世帯が炊事を行う設備があるものをいいます。

(※2)併用住宅とは、住居と住居以外の用途(事業)に併用される建物をいいます。



保険の対象となる建物または家財の被保険者(補償を受けられる方)について

ご契約者と被保険者(補償を受けられる方)が異なる場合は、ご契約の際に保険契約申込書に記載する必要があります。被保険者とは、保険の対象の所有者で事故の際に保険金をお受け取りいただける方のことです。保険の対象が家財の場合は、保険契約申込書記載の建物に収容された被保険者のご親族の家財も保険の対象に含みます。



保険の対象となる建物(または家財を収容する建物)の所在地について

保険の対象となる建物(または家財を収容する建物)の所在地をご確認ください。保険の対象の所在地は、保険料を決める際に重要となります。保険契約者住所と保険の対象の所在地が異なる場合は、ご契約の際に保険契約申込書に記載する必要があります。



上手に備える 5ステップ

4つの特長を
知る

プランを
確認する

地震の損害に
備える

さらに安心を
プラス

契約上重要な
ご注意

保険の対象となる建物(または家財を収容する建物)の構造について

T H E すまいの積立保険の構造級別は、M構造、T構造、H構造の3区分です。保険料は構造級別によって異なります。

M構造	T構造	H構造
1. 下記の(1)～(4)のいずれかに該当する 共同住宅 (1)コンクリート造建物 (2)コンクリートブロック造建物 (3)れんが造建物 (4)石造建物 (5)鉄骨造建物 2. 耐火建築物 ^(※1) の共同住宅 4. 省令準耐火建物	1. 下記の(1)～(5)のいずれかに該当する建物 (1)コンクリート造建物 (2)コンクリートブロック造建物 (3)れんが造建物 (4)石造建物 (5)鉄骨造建物 2. 耐火建築物 ^(※1) 3. 準耐火建築物 ^(※2) 4. 省令準耐火建物	M構造およびT構造に該当しない建物

! 以下の1.または2.の条件に合致する場合は、ご注意ください。

- 1.木造であっても以下の(1)～(3)のいずれかに該当する場合は、T構造となります(共同住宅で(1)耐火建築物^(※1)の場合はM構造となります。)
 (1)耐火建築物^(※1) (2)準耐火建築物^(※2) (3)省令準耐火建物
 上記に該当する場合は、所定の確認が必要となります。

(※1)「耐火構造建築物」を含みます。

(※2)「特定避難時間倒壊等防止建築物」を含みます。

- 2.H構造の建物のうち、前契約の構造級別がB構造または2級構造である継続契約の場合は、経過措置を適用し、H構造の料率から引き下げた料率を適用します。継続契約が他の保険会社からの切替契約の場合は所定の確認が必要となります。

保険の対象の保険金額の設定について

保険の対象となる建物、家財または明記物件の保険金額の設定につきましては、それぞれ以下の方法によって算出します。

1.建物の保険金額

保険の対象である建物を、修理・再築・再取得するのに必要な額を基準とした新価で評価を行います。保険金額の設定はこの評価額の範囲内であれば、任意の額で設定することができます。ただし、評価額の10%未満の額を保険金額とすることはできません。



2.家財の保険金額

保険の対象である家財を、修理・再取得するのに必要な額を基準とした新価で評価を行います。この評価額の範囲内であれば、保険金額は任意の額で設定することができます。



3.明記物件の保険金額

明記物件の評価額は、家財の保険金額とは別に、時価を基準に算出します。



- ! (注1) 1つの保険の対象について、複数のご契約に分けてご加入いただく場合は、ご契約をまとめてご加入いただくよりも保険料の合計が高くなることがありますので、ご注意ください。

- (注2) 保険の対象の価額を超えてご契約されても、その超過分はむだになります。また、複数のご契約に分けて加入する場合は、すべての保険契約等の合計保険金額が保険の対象の価額を超えないようご注意ください。

特約の補償の重複について

下表の特約などのご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約(積立火災保険以外の保険契約にセットされる特約や損保ジャパン日本興亜以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

〈補償が重複する可能性のある主な特約〉

今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
積立火災保険の個人賠償責任特約	自動車保険の個人賠償責任特約
積立火災保険の類焼損害特約	個人用火災総合保険の類焼損害特約
積立火災保険の携行品損害特約	傷害総合保険の携行品損害補償特約

補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。
 (注) 1契約のみに特約をセットした場合、転居等により契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、特約の補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

上手に備える 5ステップ

ステップ①
4つの特長を
知る

ステップ②
プランを
確認する

ステップ③
地震の損害に
備える

ステップ④
さらに安心を
プラス

ステップ⑤
契約上重要な
ご注意

一括払でご契約の場合の払込手続きについて

保険料は、損保ジャパン日本興亜の所定の口座へ直接お振り込みください。代理店にて一括払保険料を領収することは行っておりませんので、ご了承ください。なお、お振込みの際は、専用の「振込依頼書」にて手続きをお願いします。

「振込依頼書」サンプル



受取人：損害保険ジャパン
日本興亜株式会社

月払または団体扱・集団扱でご契約の場合の注意点について

1. 月払または団体扱・集団扱でご契約の場合

満期近くの保険料の払込みについては、手続き(口座振替の場合は口座引落し)を停止し、満期返れい金から差し引いて保険料の払込みに充当します。なお、口座振替の場合は、満期日により対応が異なり、口座引落しを停止しない場合もあります。

2. 団体扱・集団扱でご契約の場合

- (1) 所属されている企業・集団での損保ジャパン日本興亜のご契約者数が10名未満になったときは、団体扱特約および集団扱特約が解除されることがあります。この場合、その保険年度の未払保険料を一括してお払い込みいただくほか、翌保険年度以降の保険料および払込方法が変更になります。
- (2) 団体扱契約・集団扱契約としてご契約いただけたのは、団体・集団等と損保ジャパン日本興亜の間で集金事務の委託契約を交わしている場合で、ご契約者および被保険者がそれぞれ下記に該当する場合のみとなります。

	団体扱特約をセットできる場合	集団扱特約をセットできる場合
保険契約者	団体に勤務し毎月給与の支払いを受けている方(※)	集団およびその構成員 (集団およびその構成員の役員また従業員を含みます。)
被保険者 (保険の対象の所有者)	①保険契約者 ②保険契約者の配偶者 ③保険契約者またはその配偶者の同居の親族 ④保険契約者またはその配偶者の別居の扶養親族 ⑤保険契約者またはその配偶者の別居の非扶養親族 (ただし、①から④までの方が保険の対象を共有または使用している場合にかぎります。) なお、集団扱の場合は、集団およびその構成員の役員・従業員も被保険者とすることができます。	

(※)団体によっては、退職者や系列会社に勤務されている方等も対象となる場合があります。

(注)集団扱契約の場合は、原則として別途集団扱要件のご確認をお願いしています。

保険料の払込猶予期間等の取扱いについて

分割払でご契約の場合、第2回目以降の分割保険料は、保険契約申込書記載の払込期日までにお払い込みください。払込期日までに保険料を払込みいただけなかった場合は、払込猶予期間*(保険料を払込みいただけなかつたことが故意による場合などを除き、払込期日の属する月の翌々月25日)中に保険料をお払い込みください。

払込猶予期間*内に保険料を払込みいただけなかった場合は、ご契約は払込猶予期間の満了日の翌日から効力を失います(ご契約の存続ができません。)。

*払込みの遅延が、お客様の故意による場合などは、払込猶予期間を払込期日の属する月の翌月末日に短縮しますのでご注意ください。
*団体扱・集団扱の場合、お取扱いが異なります。

〈例〉月払のご契約でご指定の金融機関の振替日が26日の場合

1月	2月	3月	4月~
26日払込期日		25日払込猶予	
払込期間	払込猶予期間		3/25までに保険料の払込みがない場合、ご契約は効力を失います。

満期返れい金および契約者配当金について

1. 保険期間が満了し、保険料全額の払込みが終了しているときは、保険証券に記載された満期返れい金を保険期間の満了日の翌営業日に保険契約者にお支払いします。ただし、所定の期日までにお手続きが完了しなかった場合は、保険期間の満了日またはお手続きの完了日のいずれか遅い日の翌日から20日以内に保険契約者にお支払いします。なお、満期返れい金の手続きにつきましては、事前に損保ジャパン日本興亜からご連絡します。

2. 積立部分の保険料は、損保ジャパン日本興亜が責任をもって運用し、運用利回りが予定の利回りを超えた場合は、保険期間の満了時に満期返れい金にプラスして契約者配当金をお支払いします。なお、契約者配当金の額は、保険期間および払込方法等により異なります。

3. 積立部分の保険料の運用利回りが予定の利回りを超えていた場合、契約者配当金はお支払いしません。

保険金をお支払いした後の保険金額、 満期返れい金の取扱いについて

保険金は、何回お支払いしても、保険の対象に対する保険金額が減ることはあります。ただし、1回の事故による損害について、保険金額の100%に相当する保険金をお支払いした場合は、その原因となる事故が発生した時点で契約は効力を失います。この場合、満期返れい金および契約者配当金はお支払いしません。また、地震保険において、損害の認定が全損となり保険金をお支払いした場合は、その損害が発生した時に終了します。

(注)保険の対象が複数のご契約で、一部の保険の対象に対して保険金額の100%に相当する保険金をお支払いした場合は、ご契約の合計保険金額に対するその保険金額の割合につき、満期返れい金および契約者配当金はお支払いしません。なお、主契約が終了した場合には、地震保険も効力を失います。

解約返れい金について

満期前にご契約を解約される場合は、保険料を払い込んだ年月数および経過年月数により、また、保険料の全額が払い込まれているときは、経過年月数により計算した額を解約返れい金としてお支払いします。解約返れい金の額は、ご契約内容および解約時期により異なり、多くの場合、払い込まれた保険料を下回ります。解約返れい金の額等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

更改いただく場合について

積立火災保険「THE すまいの積立保険」は、ご契約いただいたおりました保険契約の保険商品やご契約内容により、商品内容が異なる場合があります。ご契約の際には、ご契約内容・補償内容等を十分ご確認ください。詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

契約者貸付制度について

ご契約は有効なまま、5万円以上をご用立てする貸付制度があります。なお、ご用立てできる金額は、損保ジャパン日本興亜の定める範囲内となります。また、質権等が設定されたご契約および原則として保険期間の初日から2か月以内または満期直前5か月以内のご契約につきましては、ご用立てできません。

(注)満期返れい金・解約返れい金等をお支払いする場合において、契約者貸付による貸付金があるときは、返れい金等の額を貸付金の元本と利息の合計額の返済に充当した後、残額をお支払いします。

上手に備える 5ステップ

- ステップ① 4つの特長を知る
- ステップ② プランを確認する
- ステップ③ 地震の損害に備える
- ステップ④ さらに安心をプラス
- ステップ⑤ 契約上重要なご注意

【ご契約後】にご注意いただきたいこと

ご契約後の契約内容の変更などの通知

ご契約後に右記の変更などが発生した場合または変更をご希望の場合は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。特に、右記の①から⑦までの項目について、ご通知がない場合は、ご契約を解除することや、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

【ご通知いただいた後の契約の取扱い】

上記のご連絡をいたたく場合において、以下のア.またはイ.のいずれかに該当するときは、ご契約を継続することができません。ご契約を解除させていただきますので、ご注意ください。
ア.住居部分がなくなったとき
イ.日本国外に保険の対象が移転したとき

①建物の構造用途の変更 	②保険の対象の移転
③住居部分がなくなった 	④建物の建築年月 「地震保険の建築年割引を適用された場合」
⑤建物内の職業作業 作業規模の変更 	⑥割増引の変更(地震保険の割引等を適用された場合) ⑦増築・改築・一部取りこわしまたは補償対象外の事故による一部減失に伴う建物の価額の増加または減少など
⑧保険の対象の譲渡 	保険の対象を譲渡する場合で、ご契約の継続を希望されるときは、事前にご連絡ください。事前にご連絡がない場合は、ご契約は効力を失いますので、ご注意ください。なお、ご契約の継続を希望されない場合も、譲渡された後、遅滞なくご連絡ください。
⑨保険契約者の住所・通知先変更 	保険契約者の住所または通知先を変更する場合は、遅滞なくご連絡ください。ご連絡いただかない場合、重要なお知らせやご案内が届きません。なお、改姓等により保険契約者の氏名を変更された場合はご連絡ください。
⑩上記以外の変更 上記以外の変更をご希望の場合は、事前にご連絡ください。	

保険金額調整等に関する追加特約について

保険の対象が建物で保険期間が10年のご契約の場合、この特約に規定する物価変動率(※)が0.80未満(20%を超える下落)となったときは、協定再調達額または保険金額の調整につき、損保ジャパン日本興亜からお客様にご連絡します。その際には、調整額に応じた保険料の返還を行います。

(※)保険金額調整等に関する追加特約に規定する物価変動率につきましては、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイトをご覧いただくか、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

事故が起った場合

事故が起った場合、遅滞なく損保ジャパン日本興亜、取扱代理店または事故サポートセンターまでご連絡ください。遅滞なくご連絡いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。賠償事故等に関わる示談につきましては、必ず損保ジャパン日本興亜とご相談の上、交渉をおすすめください。ご連絡先はパンフレット裏面をご確認ください。

重大事由による解除等について

保険金を支払わせる目的で損害または費用を生じさせた場合や保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

引受保険会社が破綻した場合は

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・満期返れい金および解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。積立火災保険(地震保険を除きます)につきましては、ご契約者が「個人」「小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)」または「マンション管理組合」である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約につきましては、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・満期返れい金および解約返れい金等の8割(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)までが補償されます。また、経営破綻時以降、ご契約に適用される積立部分の予定利率等が変更される可能性があり、その場合は満期返れい金および解約返れい金等が上記補償割合を下回ることになります。地震保険につきましては、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・返れい金の全額が補償されます。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。なお、今後の法改正等によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。(平成29年4月現在)

保険証券について

保険証券は、大切に保管してください。なお、ご契約締結日より1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。ただし、保険料を満期返れい金から充当する更改契約の保険証券につきましては、1か月を超える場合がありますのでご注意ください(保険証券は、保険期間の初日以降に送付します)。また、保険証券に添付の控除証明書は地震保険料控除を受ける際に必要となりますので、大切に保管してください。



すまいとくらしのアシスタントダイヤル

日常生活やお住まいのトラブルに、安心のサービスをご用意!

提携会社による以下のサービスをご利用いただけます。ロック つ まる

119番

すまいとくらしのアシスタントダイヤル

0120-620-119

(注1)サービスを利用する際は、まず初めに「すまいとくらしのアシスタントダイヤル」までご連絡ください。
(注2)ご利用時には、お客さまのお名前と証券番号をお知らせください。

サービスの受付時間

24時間
365日受付

水まわりのトラブル 応急サービス



居住建物内(専有・占有部分)の水まわりトラブル時に、水漏れを止めるための応急処置を無料で行います。

防犯機能アップ 応援サービス



すまいの防犯機能アップに役立つ、ピッキングに強い錠や、防犯センサーなどの設置業者をご紹介します。

介護関連相談 サービス



介護に関するさまざまなご相談に対して、電話でお応えします。実際に介護サービスを受けたい方に對し、サービス提供業者のお取次ぎをします。

住宅相談サービス (原則予約制)



すまいの維持管理やリフォームなど、すまいに関するさまざまなご相談に対して電話でお応えします。

* 土・日・祝日、12/31～1/3を除きます。

法律相談サービス (原則予約制)



さまざまな法律相談に対して、弁護士が電話で適切なアドバイスを行います。

* 弁護士に正式に委託される場合の費用は、お客さまのご負担となります。

税務相談サービス (原則予約制)



さまざまな税務のご相談に対して、税理士が電話で適切なアドバイスを行います。

* 税理士に正式に依頼される場合の費用は、お客さまのご負担となります。

* 提携業者によるサービス提供であり、サービスの着手にお時間がかかる場合またはサービスをご提供できない場合があります。

* 相談サービスは30分程度の一般的なご相談にお応えします。

サービスご利用にあたってのご注意事項

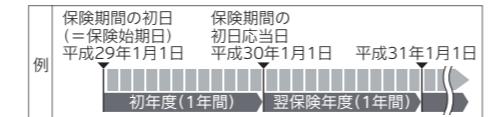
- お客さまご自身で業者を手配された場合は、サービスの対象外となります。
- 「かぎのトラブル応急サービス」において、お客さまご自身の立会いおよび身分証明(※)ができない場合には、サービスの提供をお断りさせていただくことがあります。
- 住宅建物内のかぎ(住宅用金庫のかぎなど)の開錠は、サービスの対象外となります。
- 上記サービスは、平成29年4月時点のものです。地域によってはご利用できない場合やサービス内容が予告なく変更される場合などがございますので、あらかじめご了承願います。
- 詳細につきましては、「ご契約のしおりに記載の「すまいとくらしのアシスタントダイヤル」サービス利用規約をご参照ください。



用語の解説

(常に開いてパンフレットをご覧ください。)

用語	解説
き き	協定再調達価額 建物について、保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するに要する額を基準として、損保ジャパン日本興亜と保険契約者または被保険者との間で評価し、協定した額で、保険証券に記載した額をいいます。
こ こ	告知事項 危険 ^(※) に関する重要な事項のうち、保険契約申込書等の記載事項とすることによって保険会社が契約前に告知を求めるものをいいます。たとえば、保険の対象の所在地などが該当します。 (※)危険とは、損害の発生の可能性をいいます。
さ さ	再調達価額 損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するに要する額をいいます。
し し	時価額 保険の対象の再調達価額から使用による消耗および経過年数などに応じた減価額を控除した額をいいます。ただし、貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品（1個または1組の価額が30万円を超えるか否かを問いません。）は、その保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいいます。
敷地内 敷地内	同一の契約者または被保険者によって占有されている、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地のことをいいます。（柵などの囲いの有無を問いません。）また、公道、河川などが介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
自己負担額 自己負担額	保険金をお支払いする事故が発生した場合に、保険契約者または被保険者が自己負担するものとして設定する金額をいいます。損害額から自己負担額を差し引いた額を保険金としてお支払いします。
新価 新価	保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するに要する額をいいます。
そ そ	損害保険金 保険契約により補償される事故によって損害が発生した場合、保険会社から補償を受けられる方に支払われる金銭のことです。
つ つ	通貨等 通貨および小切手をいいます。
通知義務 通知義務	ご契約以降に、告知事項の内容に変更が生じた場合に、保険契約者または被保険者が保険会社に遅滞なく連絡しなければならない義務のことです。たとえば、住居を店舗に改築した場合などが該当します。
ひ ひ	被保険者 補償を受けられる方のことをいいます。基本的には保険契約者と同一ですが、別の方となる場合もあります。保険契約が成立すると、通知義務などの保険契約に基づく義務を負うことになります。
費用保険金 費用保険金	建物や家財の損害のほかに、さまざまな費用が必要となり、その費用をサポートするために支払われる保険金です。
ほ ほ	保険契約者／契約者 保険会社に保険契約の申し込みをする方のことをいいます。保険契約が成立すると、保険料の支払義務、通知義務などの保険契約に基づく義務を負うことになります。また、満期返り金を受け取る権利があります。
保険金 保険金	保険契約により補償される事故によって損害が生じた場合に、保険会社が被保険者にお支払いする金銭をいいます。
保険金額 保険金額	保険契約において保険の対象に対して設定する契約金額のことで、お支払いする保険金の限度額となります。
保険の対象 保険の対象	保険をつける対象のことをいいます。建物、家財が該当します。これらは、それぞれ別個に保険金額を設定してご契約する必要があります。たとえば建物だけを契約した場合、家財の補償は受けられません。
保険料 保険料	保険契約者が保険契約に基づいて保険会社に支払う金銭のことをいいます。保険契約の申し込みをしても、払込期日までに保険料のお支払いがなければ、補償はされません。
保険年度 保険年度	初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。



よくあるご質問

お客さまよりいただいた「よくあるご質問」の一部を記載しています。その他のご質問に対する回答もインターネットでご覧いただけます。

<http://faq.sjnk.jp/>



Q 地震保険だけを契約することはできますか？
A いいえ、地震保険だけではご契約いただけません。積立火災保険契約に付帯して契約していただくことになります。

Q 積立火災保険では地震による損害は補償されないのでですか？
A はい、地震保険に加入されていないと、地震・噴火またはこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）を直接または間接の原因とする損害は補償されません。地震による火災だけでなく、地震等を原因とする損壊・埋没・流失による損害や火災が地震等によって延焼・拡大したことにより生じた損害についても補償されません。

Q 家財の保険をかけたほうがいいのでしょうか？
A はい、ご契約をおすすめします。家財の保険をご契約いただくと家具や家電製品などの生活用の動産が、火災などの事故や落雷や風災などの自然災害により損害を受けたとき、その損害が補償されます。お客さまの世帯主年齢やご家族構成により違いはありますが、個々の家財の評価額を積み上げると、予想以上に家財は高額となるケースがあります。実際に損害に遭われて必要最低限の家財を購入する場合でもお客さまの負担は大きいものと思われます。THE すまいの積立保険では、お客さまが今お持ちの家財の総額を評価させていただき、その新価の範囲内であれば、最低限の家財を購入できるよう、お客さまのご希望金額をご契約いただくこともできます。ぜひ、ご検討ください。

Q 積立火災保険の補償について、門・塀・垣しか損害を受けなかった場合でも補償されますか？
A はい、補償されます。保険の対象が建物の契約であれば、たとえ建物本体に損害がなくても補償されます。ただし、地震保険では門・塀・垣のみの単独損害はお支払いの対象となりませんのでご注意ください。※ご契約時に門・塀・垣、物置・車庫等を保険の対象に含まない旨を申込書等に記載した場合は、補償の対象となります。

Q 「水災」と「漏水などによる水濡れ」の違いは何ですか？
A 「水災」は台風や集中豪雨による洪水などの水災（床上浸水等）による損害を補償します。「漏水などによる水濡れ」は、給排水設備の事故や他人の戸室で生じた事故に伴う漏水などによる水濡れ損害を補償します。ただし、風災・雹災・雪災・水災の事故による損害を除きます。また、給排水設備自体に生じた損害は補償されません（P.13参照）。

例：水災
●集中豪雨で自宅が床上浸水した。
●台風で近くの川が氾濫し、床上浸水して、床の貼り替えが必要となった。
●豪雨等で山が土砂崩れを起こし、家を押し流してしまった。

例：漏水などによる水濡れ
●天井裏の水道管が破損し水濡れ損害が発生した。
●給水管が破裂して室内が水浸しになり、保険の対象が破損してしまった。
※給排水設備自体に生じた損害を除きます。

2

Q 個人賠償責任特約を、保険期間の途中から追加することはできますか？
A はい、保険期間の途中から追加することができます。お手続きについては、損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。

4

Q 家財とは何ですか？
A 家財とは、家具や家電製品などの生活用の動産のことをいいます。なお、家財を保険の対象としてご契約いただいた場合でも、貴金属・宝石・美術品などで1個または1組の価額が30万円を超えるものや、稿本や設計書などは、ご契約時に申込書に明記して申告していただかないと補償の対象外となりますのでご注意ください。これらのものは、明記物件といい、損害額の算出は時価額を基準とします。

6

Q 積立保険に加入しています。自宅の修理などに一時的に資金が必要ですが、積み立てたお金を借り入れる制度などありますか？
A はい、お預かりした積立金を一時的にお貸しする制度（契約者貸付制度）がございます。損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。

8

Q 解約した場合、お金がいくら戻ってくるのか知りたいのですが、どうしたらいいですか？
A お手数ですが取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご契約者ご本人さまからお問い合わせください。保険料の払込状況を確認させていただき、試算します。※取扱代理店の連絡先は保険証券に掲載しております。

9

Q すまいとくらしのアシスタントダイヤルを利用したら、保険料が高くなりますか？
A いいえ、すまいとくらしのアシスタントダイヤルを利用しても、保険料が高くなることはありません。

10

例：水災
●集中豪雨で自宅が床上浸水した。
●台風で近くの川が氾濫し、床上浸水して、床の貼り替えが必要となった。
●豪雨等で山が土砂崩れを起こし、家を押し流してしまった。

例：漏水などによる水濡れ
●天井裏の水道管が破損し水濡れ損害が発生した。
●給水管が破裂して室内が水浸しになり、保険の対象が破損してしまった。
※給排水設備自体に生じた損害を除きます。

THE すまいの 積立保険 のサポート体制

ご契約から事故対応のアドバイスまで、
損保ジャパン日本興亜がトータルにサポートします。

万一、事故にあわされたら

事故が起きた場合は、ただちに下記窓口または取扱代理店までご連絡ください。

【インターネットでの事故のご連絡】

<http://www.sjnk.co.jp/covenanter/acontact/>

損保ジャパン日本興亜 火災事故

検索



【事故サポートセンター】

【受付時間】24時間365日

0120-727-110

●おかげ間違いにご注意ください。

商品に関するお問い合わせ

商品についてのお問い合わせ

【パソコン・スマートフォンから】

<http://www.sjnk.co.jp/contact/>

損保ジャパン日本興亜 問い合わせ

検索

※パソコンやスマートフォンからのアクセスについて、端末やご利用環境によっては一部機能をご利用いただけない場合があります。

損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト「よくあるご質問」

お客さまよりいただいた「よくあるご質問」と

損保ジャパン日本興亜からの回答を、

インターネットでご覧いただけます。

お客さま向けインターネットサービス

マイページ

<http://www.sjnk.co.jp/mypage/>

損保ジャパン日本興亜 マイページ

検索



こんな便利な機能が使えます。

- 契約内容・代理店の連絡先のご照会
- 住所・電話番号のご変更手続き
- お取引のある代理店への保険相談

(注) マイページは、個人のお客さま専用サービスです。

また、マイページの各種機能は、ご契約の内容によっては対象外の場合もあります。

詳しくは損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイトをご覧ください。

保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行なうことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター】

 0570-022808 通話料
有料

●おかげ間違いにご注意ください。

【受付時間】平日：午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<http://www.sonpo.or.jp/>）

取扱代理店について

取扱代理店は、損保ジャパン日本興亜との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行なっています。したがいまして、取扱代理店とご締結いただいた有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパン日本興亜と直接契約されたものとなります。

個人情報の取扱いについて

損保ジャパン日本興亜は、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用します。また、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

個人情報の取扱いに関する詳細(国外に在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(<http://www.sjnk.co.jp/>)をご覧くださいか、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせ願います。

- 「THE すまいの積立保険」は、「積立火災保険」のペットネームです。

●このパンフレットは積立火災保険「THE すまいの積立保険」の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「ご契約のしおり」「重要事項等説明書」をご覧ください。なお、ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●本保険契約には、積立火災保険普通保険約款(個人用)および「積立型基本特約」が適用されます。

●同種の危険を補償する満期返戻い金のない保険もあります。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。また、ご契約の際は必ず重要事項等説明書をご確認ください。

●ご契約の際には、ご家族にも契約内容をお知らせください。また、保険契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこのパンフレットに記載されている内容をお伝えください。



IS1703004(1)

このパンフレットは、一般社団法人 ユニバーサル コミュニケーション デザイン協会が、第三者の公正な審査を経て、ユーザーにとって見やすく述べられたデザインであると認証したものです。

お問い合わせ先



SOMPO ホールディングス

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

Tel:03-3349-3111

〈公式ウェブサイト〉 <http://www.sjnk.co.jp/>